

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	4
処分の種類	臨床研修病院の指定の取り消し			
根拠法令条例 等・条項	医師法第16条の2第4項			
処分の概要	医師法に基づき指定した臨床研修病院の指定の取り消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</li> <li>14 臨床研修病院の指定の取消し</li> </ul> <p>都道府県知事は、臨床研修病院が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第4項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。</p> <p>なお、臨床研修病院の開設者は、当該指定が取消されたときは、臨床研修病院指定証を都道府県に返還すること。</p> <p>ア 臨床研修病院の区分ごとに、前述5(1)及び(2)のそれぞれの臨床研修病院の指定の基準に適合しなくなったとき(5(1)エの基準にあたっては、2年以上にわたり基準に適合しなかったときに限る。)</p> <p>イ 前述の5(3)イに該当するに至ったとき。</p> <p>ウ 前述の7、9((1)エを除く。)、10((2)ウを除く。)、11、12及び13((1)ウを除く。)に違反したとき。</p> <p>エ その開設者又は管理者が、後述の17(1)の指示に従わないとき。</p> <p>オ 2年以上研修医の受入がないとき。</p> <p>カ 協力型臨床研修病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			